熊本県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年(2025年)3月26日

熊本県監査委員藤 井 一 恵同竹 中 潮同城 下 広 作同河 津 修 司

1 実施方法

令和6年(2024年)10月15日から令和7年(2025年)1月30日までの間に実地監査を実施

2 監査対象団体 30団体

<u> </u>		
補助金等交付団体	学校法人開新学園、学校法人熊本学園	
	学校法人慶誠学園、学校法人加寿美学園	
	学校法人有明学園、学校法人玉名白梅学園	
	学校法人松浦学園、熊本県信用保証協会	
	熊本県商工会連合会、宇城市商工会	
	一般社団法人熊本県物産振興協会	
出資団体	公立大学法人熊本県立大学	
	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	
	公益財団法人熊本県雇用環境整備協会	
	株式会社テクノインキュベーションセンター	
	一般財団法人熊本県伝統工芸館	
	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金	
	一般財団法人白川水源地域対策基金	
	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	
	公益財団法人くまもと産業支援財団	
	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	
	公益財団法人熊本県武道振興会、希望の里ホンダ株式会社	
公の施設の管理者	共同企業体祐和會、くまもと県民交流館管理運営共同企業体	
	アスペクタ管理運営共同企業体	
	九州テクニカルメンテナンス株式会社	
	日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ	
	三角町漁業協同組合	
	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	

3 監査対象年度 令和5年度(2023年度)

4 監査の主眼

熊本県監査基準に準拠し、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の管理者について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1)補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・補助等の効果は十分に達せられているか。

(2) 出資団体

- ・出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・組織の管理運営が適切に行われているか。
- ・会計経理等が適正に行われているか。

(3)公の施設の管理者

- 管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- 指定管理者制度実施の効果は表れているか。

5 監査結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、監査基準第15条第2項第3号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次の とおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項第3号

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(1) 指摘事項

監査対象団体名	監 査 結 果
(所管課)	
学校法人玉名白梅学園	(職員の労務管理について)
(私学振興課)	労働基準監督署から時間外労働時間等の労務管理
	について是正勧告を受け、時間外勤務手当として認
	定された額を遡及して支給している。
	労働基準法等に基づき、適正な労務管理を行うと
	ともに、給与規程を改正するよう指導すること。

監査対象団体名 (所管課)	監査 結果
公立大学法人熊本県立大学(県政情報文書課)	(電子捕獲検出器の誤廃棄について) 放射性同位元素を内蔵した機器を法令に定める届 出及び廃棄基準等によらず、廃棄している。
	放射性同位元素等の規制に関する法律等に基づき、適正な物品管理を行うよう指導すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事例に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適性を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認めるものである。